

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|--|---|---|
| <p>2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】</p> <p>事業実施部局は、優先的検討の結果に基づき、PFI事業の実施が適当であると判断し、特定事業の選定を行おうとする場合には、実施方針の策定・公表を行わなければなりません。</p> <p>また、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をできる限り早い段階で行うことが大切です。</p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表</p> <p>事業実施部局は、当該年度におけるPFI事業に関する実施方針の策定の見通しがある場合は、原則として毎年度当初に、ホームページへの掲載などにより広くこれを公表します。(PFI法第15条、PFI法施行規則第2条)</p> <p>見通しの公表を行った場合には、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として、公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければなりません。(PFI法施行規則第2条)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公表事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業の名称、期間及び概要 2 公共施設等の立地 3 実施方針を策定する時期 </div> <p>(2) 実施方針の内容検討</p> <p>実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等について、できる限り具体的に記載します。</p> <p>また、実施方針の策定等に関して、専門的な知識を有するアドバイザーの活用についても検討します。</p> <p>なお、実施方針の策定に当たっては、財政担当部局との協議の上、「事業者選考委員会（後述）」に諮って決定します。</p> <p>実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完することが可能です。</p> <p>この場合、変更した実施方針については、遅滞なく公表しなければなりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【実施方針に具体的に定める事項】</p> <p>(1～7の事項は必須、各事項の内容は例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業の選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 ・ 事業内容・事業範囲 ・ 事業期間 ・ 事業スケジュール ・ 事業方式 ・ 特定事業の選定方法 等 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定事業者の選定に係る基本的な考え方 ・ 選定の手順及びスケジュール ・ 応募手続等 ・ 要求する性能及びサービス水準 ・ 応募者の備えるべき参加資格要件 ・ 審査に関する事項 ・ 審査結果の公表方法 ・ 提出書に係る著作権、特許権等の取扱い 等 </div> | <p>2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】</p> <p>事業実施部局は、優先的検討の結果に基づき、PFI事業の実施が適当であると判断し、特定事業の選定を行おうとする場合には、<u>必ずその前に</u>実施方針の策定・公表を行わなければなりません。</p> <p>また、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をできる限り早い段階で行うことが大切です。</p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表</p> <p>事業実施部局は、当該年度におけるPFI事業に関する実施方針の策定の見通しがある場合は、原則として毎年度当初に、ホームページへの掲載などにより広くこれを公表します。(PFI法第15条、PFI法施行規則第2条)</p> <p>見通しの公表を行った場合には、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として、公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければなりません。(PFI法施行規則第2条)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公表事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業の名称、期間及び概要 2 公共施設等の立地 3 実施方針を策定する時期 </div> <p>(2) 実施方針の内容検討</p> <p>実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等について、できる限り具体的に記載します。</p> <p>また、実施方針の策定等に関して、専門的な知識を有するアドバイザーの活用についても検討します。</p> <p>なお、実施方針の策定に当たっては、財政担当部局との協議の上、「事業者選考委員会（後述）」に諮って決定します。</p> <p>実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完することが可能です。</p> <p>この場合、変更した実施方針については、遅滞なく公表しなければなりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【実施方針に具体的に定める事項】</p> <p>(1～7の事項は必須、各事項の内容は例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業の選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 ・ 事業内容・事業範囲 ・ 事業期間 ・ 事業スケジュール ・ 事業方式 ・ 特定事業の選定方法 等 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定事業者の選定に係る基本的な考え方 ・ 選定の手順及びスケジュール ・ 応募手続等 ・ 要求する性能及びサービス水準 ・ 応募者の備えるべき参加資格要件 ・ 審査に関する事項 ・ 審査結果の公表方法 ・ 提出書に係る著作権、特許権等の取扱い 等 </div> | <p>実施方針策定・公表時期を明確化。(PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに則り追記)</p> |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|---|---|----|
| <p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク分担の考え方 ・ 予想されるリスクと責任分担 ・ 道の支払(事業類型)に関する事項 ・ 選定事業者の責任の履行に関する事項 ・ 事業の実施状況のモニタリング 等 <p>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要 ・ 計画地の条件 等 <p>5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係争事由に係る基本的な考え方 ・ 管轄裁判所の指定 等 <p>6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の継続に関する基本的な考え方 ・ 本事業の継続が困難になった場合の措置 ・ 金融機関と道との協議 等 <p>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法制上及び税制上の措置に関する事項 ・ 財政上及び金融上の支援に関する事項 ・ その他の支援に関する事項 等 <p>8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決 ・ 情報公開及び情報提供 ・ 入札に伴う費用負担 等 <p>(3) 実施方針の策定</p> <p>事業実施部局は、個別事業ごとに設置する事業者選考委員会に実施方針の内容を諮り、その結果を受け方針を決定します。</p> <p>事業者選考委員会は、実施方針策定段階、特定事業選定段階、入札実施段階、PFI事業者(落札者)選定段階で開催します。これらの段階以外でも必要に応じて開催します。</p> <p>なお、PFI事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は道にあることに留意してください。</p> <p>また、事業者選考委員会の設置に関しては、「附属機関等の設置及び運営に関する基準について(平成10年3月30日制定)」を参照してください。</p> <p>【事業者選考委員会】</p> <p>PFI事業の選定に当たっては、公平性や透明性を確保するとともに、長期間にわたって当該公共サービスの提供を委ねることとなるため、利用者となる道民に対する説明責任が求められます。</p> <p>また、PFI事業は、民間事業者のノウハウを活かすための性能発注や設計、建設、維持管理・運営の一括発注方式がとられること、資金調達面からの事業の実現可能性の検討が必要であることなど、審査に当たっては関係する各分野の専門性が求められることから、外部有識者等からなる事業者選考委員会を設置することとします。</p> <p>【事業者選考委員会における所掌事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施方針の審議 2 特定事業の審議 3 要求水準書、落札者の決定基準の審議 4 契約書案の審議 5 提案書の審査・評価 6 その他事業全般への助言に関すること | <p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク分担の考え方 ・ 予想されるリスクと責任分担 ・ 道の支払(事業類型)に関する事項 ・ 選定事業者の責任の履行に関する事項 ・ 事業の実施状況のモニタリング 等 <p>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要 ・ 計画地の条件 等 <p>5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係争事由に係る基本的な考え方 ・ 管轄裁判所の指定 等 <p>6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の継続に関する基本的な考え方 ・ 本事業の継続が困難になった場合の措置 ・ 金融機関と道との協議 等 <p>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法制上及び税制上の措置に関する事項 ・ 財政上及び金融上の支援に関する事項 ・ その他の支援に関する事項 等 <p>8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決 ・ 情報公開及び情報提供 ・ 入札に伴う費用負担 等 <p>(3) 実施方針の策定</p> <p>事業実施部局は、個別事業ごとに設置する事業者選考委員会に実施方針の内容を諮り、その結果を受け方針を決定します。</p> <p>事業者選考委員会は、実施方針策定段階、特定事業選定段階、入札実施段階、PFI事業者(落札者)選定段階で開催します。これらの段階以外でも必要に応じて開催します。</p> <p>なお、PFI事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は道にあることに留意してください。</p> <p>また、事業者選考委員会の設置に関しては、「附属機関等の設置及び運営に関する基準について(平成10年3月30日制定)」を参照してください。</p> <p>【事業者選考委員会】</p> <p>PFI事業の選定に当たっては、公平性や透明性を確保するとともに、長期間にわたって当該公共サービスの提供を委ねることとなるため、利用者となる道民に対する説明責任が求められます。</p> <p>また、PFI事業は、民間事業者のノウハウを活かすための性能発注や設計、建設、維持管理・運営の一括発注方式がとられること、資金調達面からの事業の実現可能性の検討が必要であることなど、審査に当たっては関係する各分野の専門性が求められることから、外部有識者等からなる事業者選考委員会を設置することとします。</p> <p>【事業者選考委員会における所掌事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施方針の審議 2 特定事業の審議 3 要求水準書、落札者の決定基準の審議 4 契約書案の審議 5 提案書の審査・評価 6 その他事業全般への助言に関すること | |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|---|---|----|
| <p>（４）実施方針の公表</p> <p>事業実施部局は、実施方針について広く速やかに事業内容を周知するため、報道やインターネットなどの手段を活用して公表するほか、必要に応じて民間事業者への説明会を開催します。</p> <p>なお、実施方針の公表に併せて、要求水準書を公表することが望ましいです。</p> <p>また、実施方針に関する民間事業者からの質問受付及び意見招請を次のとおり行います。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>【質問受付】</p> <p>実施方針に記載した事業内容や公募方法等について、民間事業者の疑問点を解消するために質問を受け付けます。公表から質問受付及び締切までの期間は、民間事業者が十分に検討できるよう配慮しなければなりません。</p> <p>回答は、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は民間事業者の独自のノウハウに係る事項等を除いて原則としてすべての民間事業者に公開します。</p> <p>【意見招請】</p> <p>質問への回答後、十分な期間において、民間事業者から事業に対する意見を招請します。</p> <p>民間事業者から適切な意見が受けられるよう、質問回答から十分な期間において実施します。</p> </div> <p>意見招請における民間事業者からの意見を参考にして、実施方針の見直しを行うことができます。（変更した実施方針は速やかに公表しなければなりません。）</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>【アドバイザー選定の留意点】</p> <p>アドバイザーには、財務、法務、技術等の分野の知識やノウハウを総合的に提供できる業者を選定しなければなりません。事業の性格や進捗状況によっては、必要なノウハウを持っている業者（設計コンサル、法律事務所など）を複数、委託することも可能ですが、その場合は複数の業者間の調整や事業全体のマネージメント管理を行う業者を決める必要があります。</p> <p>アドバイザーの選定に当たっては、競争性を確保する必要がありますが、業務の特殊性から、プロポーザル方式の活用が有効です。</p> <p>また、選定されたアドバイザーは、当該事業に応募や参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることは利益相反の観点から認められないことや、アドバイザーの関係企業等が当該事業に応募や参画する場合には、秘密保持や公平さに対する信頼性を確保することに留意することが必要です。</p> <p>【アドバイザーの業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針の作成・支援 ・ 事業者選考委員会の運営支援 ・ 特定事業の選定書類の作成・支援 ・ 入札説明書の作成・支援 ・ 事業者選考・審査基準の作成・支援 ・ 質疑への回答作成・支援 ・ 入札関係書類の作成・支援 ・ 応札者の適格性の評価、入札提案書の整理・評価の支援 ・ 契約条件の整理、契約書案の作成、契約交渉 ・ 広報活動の支援 </div> | <p>（４）実施方針の公表</p> <p>事業実施部局は、実施方針について広く速やかに事業内容を周知するため、報道やインターネットなどの手段を活用して公表するほか、必要に応じて民間事業者への説明会を開催します。</p> <p>なお、実施方針の公表に併せて、要求水準書を公表することが望ましいです。</p> <p>また、実施方針に関する民間事業者からの質問受付及び意見招請を次のとおり行います。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>【質問受付】</p> <p>実施方針に記載した事業内容や公募方法等について、民間事業者の疑問点を解消するために質問を受け付けます。公表から質問受付及び締切までの期間は、民間事業者が十分に検討できるよう配慮しなければなりません。</p> <p>回答は、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は民間事業者の独自のノウハウに係る事項等を除いて原則としてすべての民間事業者に公開します。</p> <p>【意見招請】</p> <p>質問への回答後、十分な期間において、民間事業者から事業に対する意見を招請します。</p> <p>民間事業者から適切な意見が受けられるよう、質問回答から十分な期間において実施します。</p> </div> <p>意見招請における民間事業者からの意見を参考にして、実施方針の見直しを行うことができます。（変更した実施方針は速やかに公表しなければなりません。）</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>【アドバイザー選定の留意点】</p> <p>アドバイザーには、財務、法務、技術等の分野の知識やノウハウを総合的に提供できる業者を選定しなければなりません。事業の性格や進捗状況によっては、必要なノウハウを持っている業者（設計コンサル、法律事務所など）を複数、委託することも可能ですが、その場合は複数の業者間の調整や事業全体のマネージメント管理を行う業者を決める必要があります。</p> <p>アドバイザーの選定に当たっては、競争性を確保する必要がありますが、業務の特殊性から、プロポーザル方式の活用が有効です。</p> <p>また、選定されたアドバイザーは、当該事業に応募や参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることは利益相反の観点から認められないことや、アドバイザーの関係企業等が当該事業に応募や参画する場合には、秘密保持や公平さに対する信頼性を確保することに留意することが必要です。</p> <p>【アドバイザーの業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針の作成・支援 ・ 事業者選考委員会の運営支援 ・ 特定事業の選定書類の作成・支援 ・ 入札説明書の作成・支援 ・ 事業者選考・審査基準の作成・支援 ・ 質疑への回答作成・支援 ・ 入札関係書類の作成・支援 ・ 応札者の適格性の評価、入札提案書の整理・評価の支援 ・ 契約条件の整理、契約書案の作成、契約交渉 ・ 広報活動の支援 </div> | |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|---|---|----|
| <p>3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】</p> <p>実施方針の策定・公表後に民間事業者からの意見等を踏まえ、当該事業のVFM評価を確定します。その結果により、PFI事業として実施することが適当であると認める事業については、事業者選考委員会に諮り、特定事業の選定を行います。</p> <p>特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表します。</p> <p>【選定基準の基本的な考え方】</p> <p>特定事業の選定を行うかどうかの評価においては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となっています。</p> <p>具体的には、民間事業者に委ねることにより、</p> <p>① 公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること</p> <p>又は</p> <p>② 公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること</p> <p>等が選定の基準です。</p> <p>【公的財政負担の見込額の算定】</p> <p>公的財政負担の見込額の算定については、次の事項を踏まえて将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価します。</p> <p>1 財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な整理を行います。</p> <p>2 民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案します。</p> <p>【公共サービスの水準の評価】</p> <p>公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいです。</p> <p>ただし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行います。</p> <p>【公表内容の例】</p> <p>1 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 ・ 施設整備内容（計画地、施設規模、施設内容等） ・ 事業概要 ・ 事業方式 ・ PFI事業範囲 <p>2 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価方法 ・ 定量的評価（財政負担額算定の前提条件、財政負担見込額等） ・ 定性的評価 ・ リスク評価 ・ 総合評価 <p>【公表に当たっての留意事項等】</p> <p>1 公的財政負担の見込額については、原則として公表することとしますが、当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えありません。</p> <p>2 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表します。</p> <p>3 公表に当たっては、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、公表します。</p> <p>4 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表します。</p> <p>5 1～4で公表した資料のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表します。</p> | <p>3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】</p> <p>実施方針の策定・公表後に民間事業者からの意見等を踏まえ、当該事業のVFM評価を確定します。その結果により、PFI事業として実施することが適当であると認める事業については、事業者選考委員会に諮り、特定事業の選定を行います。</p> <p>特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表します。</p> <p>【選定基準の基本的な考え方】</p> <p>特定事業の選定を行うかどうかの評価においては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となっています。</p> <p>具体的には、民間事業者に委ねることにより、</p> <p>① 公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること</p> <p>又は</p> <p>② 公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること</p> <p>等が選定の基準です。</p> <p>【公的財政負担の見込額の算定】</p> <p>公的財政負担の見込額の算定については、次の事項を踏まえて将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価します。</p> <p>1 財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な整理を行います。</p> <p>2 民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案します。</p> <p>【公共サービスの水準の評価】</p> <p>公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいです。</p> <p>ただし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行います。</p> <p>【公表内容の例】</p> <p>1 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 ・ 施設整備内容（計画地、施設規模、施設内容等） ・ 事業概要 ・ 事業方式 ・ PFI事業範囲 <p>2 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価方法 ・ 定量的評価（財政負担額算定の前提条件、財政負担見込額等） ・ 定性的評価 ・ リスク評価 ・ 総合評価 <p>【公表に当たっての留意事項等】</p> <p>1 公的財政負担の見込額については、原則として公表することとしますが、当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えありません。</p> <p>2 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表します。</p> <p>3 公表に当たっては、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、公表します。</p> <p>4 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表します。</p> <p>5 1～4で公表した資料のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表します。</p> | |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|--|---|---|
| <p>4 PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】</p> <p>(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法 特定事業の選定に続いて、これを実施するPFI事業者の募集、評価・選定を行います。 なお、総合評価一般競争入札の場合は、入札公告前までに債務負担行為の設定を行います。 PFI事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行法制度がある場合はこれに従うこととなりますが、いずれの場合においても、次の事項に留意します。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。 2 できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。このため、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。 3 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。 4 応募者の負担を軽減するように配慮すること。 </div> <p>PFI事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（PFI法第8条第1項）、一般競争入札によることが原則とされている（「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）ことから、本指針では、「総合評価一般競争入札」の活用を念頭において手順を説明しています。</p> <p>なお、競争入札に適さない場合など地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合は、「公募型プロポーザル方式」や「競争的対話方式」などの競争性のある随意契約によることも可能です。</p> <p>ただし、その際も本指針で示す基本的考え方や手順を踏まえ、透明性、公平性、客観性の確保に努めて実施しなければなりません。</p> <p>ア 総合評価一般競争入札 PFI事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（PFI法第8条第1項）、一般競争入札PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要あることに鑑み、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ることとします。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>【技術提案制度の活用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要求水準を満たすための有力な方法が複数存在し、高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案がなされることが想定され、事業実施部局において提案書のみでは提案内容の妥当性や技術的評価、要求水準に達しているか否かの確認が困難と見込まれる場合等の特定事業において、総合評価落札方式によりPFI事業者を選定する場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に準じて導入された技術提案制度を活用することが考えられます。 2 この場合、応募者から特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下「技術提案」という。）を求めるとともに、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合等においては、技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えること（技術対話）や最も優れた提案に基づき予定価格を作成することにより、民間事業者の高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案を求めることが考えられます。 </div> | <p>4 PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】</p> <p>(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法 特定事業の選定に続いて、これを実施するPFI事業者の募集、評価・選定を行います。 なお、総合評価一般競争入札の場合は、入札公告前までに債務負担行為の設定を行います。 PFI事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行法制度がある場合はこれに従うこととなりますが、いずれの場合においても、次の事項に留意します。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>【基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。 2 できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。このため、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。 3 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。 4 応募者の負担を軽減するように配慮すること。 <p>【選定方法の考え方】 <u>事業の規模、内容、特性等を総合的に勘案し、公平性・透明性・競争性を確保しつつ、民間の創意工夫を行かすことができる最適な選定方法・選定プロセスを選択します。この際、サウンディング型市場調査を実施し、その結果を踏まえることも有益な方法と考えられます。</u></p> <p>【創意工夫の発揮】 <u>基本的な考え方2の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめる性能発注の考え方を採ることが必要です。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねることが適当です。</u> <u>一方で、PFI事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて示しておくことが望ましいと考えられます。</u> <u>なお、発注する性能の具体的な要件については、できる限り明確に提示し、応募者が共通の理解を得るようにすることが重要です。</u></p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>その他、PFI事業者の募集、評価・選定の方法については、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（4-1 民間事業者の募集、評価・選定）を参照してください。</u></p> </div> <p>PFI事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（PFI法第8条第1項）、一般競争入札によることが原則とされている（「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）ことから、本指針では、「総合評価一般競争入札」の活用を念頭において手順を説明しています。</p> <p>なお、競争入札に適さない場合など地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合は、「公募型プロポーザル方式」や「競争的対話方式」などの競争性のある随意契約によることも可能です。</p> <p>ただし、その際も本指針で示す基本的考え方や手順を踏まえ、透明性、公平性、客観性の確保に努めて実施しなければなりません。</p> | <p>PFI事業実施プロセスに関するガイドライン改正に伴い「PFI事業の対象施設の災害時の活用」について追記。 上記を追記するため、基本的な考え方の一部についても合わせて追記。</p> |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|---|---|----|
| <p>イ 公募型プロポーザル方式</p> <p>入札PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者と事業実施部局のみでは、事業目的やニーズを満たすことのできる手法や要求水準等を設定することが困難であるため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要があり、かつ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約によることができる場合については、公募型プロポーザル方式による随意契約も可能です。</p> <p>（随意契約による場合の留意点については、「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）を参照）</p> <p>ウ 競争的対話方式</p> <p>要求水準書等の作成（調整）のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合、管理者等の判断により、競争的対話方式の活用が考えられます。</p> <p>具体的には、① 管理者等が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）すること、② ①の対話終了後、提案書の提出要請を行うこと、③ 必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むこと が考えられます。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用がある契約の場合においては、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル、企画競争等）によります。</p> <p>（2）選定方法の決定・公告</p> <p>〔（2）～（7）まで総合評価一般競争入札の場合のプロセスを記載〕</p> <p>ア 事業者選考委員会の開催</p> <p>PFI事業者の募集に当たり、入札公告に関する関係書類（入札説明書・要求水準書・落札者決定基準等）や事業契約書案の内容について審議するために、事業者選考委員会を開催します。</p> <p>事業者選考委員会での結果を踏まえ、入札告示に関する関係書類や事業契約書案を道として決定します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業における事業者選考委員会は、道の総合評価競争入札取扱要領第3に定める総合評価審査会を兼ねるものとします。 ・ 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による学識経験者の意見聴取等については、この審議をもってかえることが可能です。 </div> <p>イ 入札公告・民間事業者への説明等の実施</p> <p>総合評価一般競争入札を行うに当たっては、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項等について公告するとともに、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければなりません。（地方自治法施行令第167条の10の2第6項）</p> <p>入札の公告後、速やかに、入札公告に関する関係書類、事業契約書案をホームページに公表するほか、入札に参加しようとする民間事業者に配布します。（ダウンロードによる入手も可。）</p> <p>また、必要に応じて民間事業者に対する説明等を行い、公告した内容に対する疑問点を解消するために、質問を受け付け、回答します。</p> <p>質問回答に当たっては、民間事業者が十分検討を行えるよう入札公告から質問受付までの期間及び質問受付締切から回答までの期間を十分確保するとともに、公平性、透明性を確保するため、質問回答はすべて書面で行い、その内容は民間事業者独自のノウハウに係る事項等を除き、原則としてすべての民間事業者に公開しなければなりません。</p> | <p>ア 総合評価一般競争入札</p> <p>PFI事業者の選定方法は、公募の方法等により行い（PFI法第8条第1項）、一般競争入札PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることに鑑み、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ることとします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【技術提案制度の活用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要求水準を満たすための有力な方法が複数存在し、高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案がなされることが想定され、事業実施部局において提案書のみでは提案内容の妥当性や技術的評価、要求水準に達しているか否かの確認が困難と見込まれる場合等の特定事業において、総合評価落札方式によりPFI事業者を選定する場合においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に準じて導入された技術提案制度を活用することが考えられます。 2 この場合、応募者から特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下「技術提案」という。）を求めるとともに、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合等においては、技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えること（技術対話）や最も優れた提案に基づき予定価格を作成することにより、民間事業者の高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案を求めることが考えられます。 </div> <p>イ 公募型プロポーザル方式</p> <p>入札PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者と事業実施部局のみでは、事業目的やニーズを満たすことのできる手法や要求水準等を設定することが困難であるため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要があり、かつ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約によることができる場合については、公募型プロポーザル方式による随意契約も可能です。</p> <p>（随意契約による場合の留意点については、「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知、平成17年10月3日一部改正）を参照）</p> <p>ウ 競争的対話方式</p> <p>要求水準書等の作成（調整）のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合、管理者等の判断により、競争的対話方式の活用が考えられます。</p> <p>具体的には、① 管理者等が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）すること、② ①の対話終了後、提案書の提出要請を行うこと、③ 必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むこと が考えられます。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用がある契約の場合においては、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル、企画競争等）によります。</p> <p>（2）選定方法の決定・公告</p> <p>〔（2）～（7）まで総合評価一般競争入札の場合のプロセスを記載〕</p> <p>ア 事業者選考委員会の開催</p> <p>PFI事業者の募集に当たり、入札公告に関する関係書類（入札説明書・要求水準書・落札者決定基準等）や事業契約書案の内容について審議するために、事業者選考委員会を開催します。</p> <p>事業者選考委員会での結果を踏まえ、入札告示に関する関係書類や事業契約書案を道として決定します。</p> | |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|--|---|--|
| <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">総合評価一般競争入札に関する道の取扱いについては、「総合評価競争入札取扱要領の制定について」（平成15年4月4日付け局総第35号出納局長通知）を参照するとともに、落札者決定基準等については、「北海道における総合評価方式のガイドライン」を参照してください。</p> <p>(3) 資格審査 民間事業者から、一般競争入札参加資格申請に関する書類の提出を受け付け、資格審査を実施します。 資格審査では、P F I 法第9条に規定される欠格事由に該当しないことを確認するほか、入札参加者の資格要件を満たしていることを確認します。 審査結果は申請者に通知します。</p> <p>(4) 入札 入札参加資格の確認を得た民間事業者から、入札時に提出する書類を一括して受け付けます。 入札書の確認を行い、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である民間事業者を事業者選考の対象とします。</p> <p>(5) 提案審査 事業者選考委員会を開催し、民間事業者からの提案書類等について審査します。 事業者選考委員会では、公平性、透明性、客観性を確保した中で、入札公告時の落札者決定基準に従って、民間事業者からの提案書や入札金額について総合評価を行い、優秀な提案をした民間事業者を選考します。</p> <p>(6) 落札者の決定 事業者選考委員会での審査結果を基に、落札者を決定します。</p> <p>(7) 選定事業者の公表 落札者（選定事業者）を決定後、その結果を速やかに公表します。 公表に当たっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除きます。</p> <p>(P F I 事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合) P F I 事業者の募集、評価・選定において、最終的に、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をP F I 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、P F I 事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことが必要です。 このため、P F I 事業者の募集に当たっては、そのような場合があり得ることを募集の際にあらかじめ明示しておくことが重要です。 特定事業の選定を取り消した場合、判断の透明性を確保するためにその理由を所要の資料とあわせて、速やかに公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除きます。 特定事業の選定を取り消した場合においても、当該事業の必要性、事業内容、実施方法を再検討の上、適切に対応することが必要です。</p> | <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業における事業者選考委員会は、道の総合評価競争入札取扱要領第3に定める総合評価審査会を兼ねるものとします。 ・ 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による学識経験者の意見聴取等については、この審議をもってかえることが可能です。 </p> <p>イ 入札公告・民間事業者への説明等の実施 総合評価一般競争入札を行うに当たっては、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項等について公告するとともに、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければなりません。（地方自治法施行令第167条の10の2第6項）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <u>【地域企業参画に対する評価】</u> <u>地域活性化の視点を踏まえ、透明性、公平性及び競争性の確保を前提として、落札時の評価において、地域内に拠点がある企業の参画の有無又は当該企業への一定金額以上の業務の発注や、地域経済への貢献について具体的に示していること等を取り入れるといった工夫も考えられます。</u> </p> <p>入札の公告後、速やかに、入札公告に関する関係書類、事業契約書案をホームページに公表するほか、入札に参加しようとする民間事業者に配布します。（ダウンロードによる入手も可。） また、必要に応じて民間事業者に対する説明等を行い、公告した内容に対する疑問点を解消するために、質問を受け付け、回答します。 質問回答に当たっては、民間事業者が十分検討を行えるよう入札公告から質問受付までの期間及び質問受付締切から回答までの期間を十分確保するとともに、公平性、透明性を確保するため、質問回答はすべて書面で行い、その内容は民間事業者独自のノウハウに係る事項等を除き、原則としてすべての民間事業者に公開しなければなりません。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">総合評価一般競争入札に関する道の取扱いについては、「総合評価競争入札取扱要領の制定について」（平成15年4月4日付け局総第35号出納局長通知）を参照するとともに、落札者決定基準等については、「北海道における総合評価方式のガイドライン」を参照してください。</p> <p>(3) 資格審査 民間事業者から、一般競争入札参加資格申請に関する書類の提出を受け付け、資格審査を実施します。 資格審査では、P F I 法第9条に規定される欠格事由に該当しないことを確認するほか、入札参加者の資格要件を満たしていることを確認します。 審査結果は申請者に通知します。</p> <p>(4) 入札 入札参加資格の確認を得た民間事業者から、入札時に提出する書類を一括して受け付けます。 入札書の確認を行い、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である民間事業者を事業者選考の対象とします。</p> <p>(5) 提案審査 事業者選考委員会を開催し、民間事業者からの提案書類等について審査します。 事業者選考委員会では、公平性、透明性、客観性を確保した中で、入札公告時の落札者決定基準に従って、民間事業者からの提案書や入札金額について総合評価を行い、優秀な提案をした民間事業者を選考します。</p> | <p>P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン改正に伴い「地域企業参画に対する評価」を追記。</p> |

道におけるPFI導入のための手引き 新旧対照表

(P20 追加)

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|--------------|--|----|
| | <p>間事業者を選考します。</p> <p>（6）落札者の決定 事業者選考委員会での審査結果を基に、落札者を決定します。</p> <p>（7）選定事業者の公表 落札者（選定事業者）を決定後、その結果を速やかに公表します。 公表に当たっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除きます。</p> <p>（ P F I 事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合 ） P F I 事業者の募集、評価・選定において、最終的に、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をP F I 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、P F I 事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す必要があります。 このため、P F I 事業者の募集に当たっては、そのような場合があり得ることを募集の際にあらかじめ明示しておくことが重要です。 特定事業の選定を取り消した場合、判断の透明性を確保するためにその理由を所要の資料とあわせて、速やかに公表します。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除きます。 特定事業の選定を取り消した場合においても、当該事業の必要性、事業内容、実施方法等を再検討の上、適切に対応することが必要です。</p> | |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 | | | | |
|---|---|-------------------|---|---|-------------------|--|
| <p>5 事業契約等の締結等【ステップ5】</p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決</p> <p>施設等の買入れまたは借入れに係る予定価格（維持管理・運営に係る金額を除く）が5億円以上のPFI事業については、選定事業者（落札者が設立するSPC）との契約の前に仮契約を締結して、PFI事業契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得る必要があります。</p> <p>なお、通常、落札者は、落札後にPFI事業契約の主体となるSPCを設立します。このため、仮契約の前段階において、道は落札者との間で、事業契約に向けた取り決め等を定める基本協定を必要に応じて締結します。</p> <div data-bbox="267 661 1187 1081" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【PFI法第12条（地方公共団体の議会の議決）】 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>【PFI法施行令第3条（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）】 法第十二条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="281 913 1172 1060"> <tr> <td>法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ</td> <td>都道府県 500,000千円</td> </tr> </table> </div> <p>(2) 契約の締結</p> <p>選定事業者と当該PFI事業に係る事業契約を締結します。</p> <p>事業契約は、当該PFI事業に係る業務内容のほか、当事者間の責任とリスクの分担その他の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、北海道財務規則第167条第3項に定める事項のほか、記載内容を具体的かつ明確に取り決める必要があります。</p> <div data-bbox="267 1291 1187 1753" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【契約書の記載内容例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間 2 サービスの開始・遅延に関する判定方法、原因別損害賠償等 3 サービスの内容及び判定方法 4 施設の維持管理の基準 5 対価の計算方法 6 違反した際の措置 7 サービス内容の変更方法 8 将来の状況変化とその対応 9 事業期間満了による事業終了時の措置 10 事業の途中終了（事由、清算方法）及び事業継続困難時の措置 11 紛争解決手段 12 契約の解除条件及び措置 13 行政側の介入権 14 リスク分担 15 上記のほか北海道財務規則第167条第3項に定める事項 </div> <p>事業実施部局は、PFI法第15条に基づき、事業契約を締結したときは、遅滞なく当該PFI事業の契約の内容を公表しなければなりません。</p> | 法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ | 都道府県 500,000千円 | <p>5 事業契約等の締結等【ステップ5】</p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決</p> <p>施設等の買入れまたは借入れに係る予定価格（維持管理・運営に係る金額を除く）が5億円以上のPFI事業については、選定事業者（落札者が設立するSPC）との契約の前に仮契約を締結して、PFI事業契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得る必要があります。</p> <div data-bbox="1484 577 2404 997" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【PFI法第12条（地方公共団体の議会の議決）】 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>【PFI法施行令第3条（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）】 法第十二条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1498 829 2389 976"> <tr> <td>法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ</td> <td>都道府県 500,000千円</td> </tr> </table> </div> <p>なお、通常、落札者は、落札後にPFI事業契約の主体となるSPCを設立します。このため、仮契約の前段階において、道は落札者との間で、事業契約に向けた取り決め等を定める基本協定を必要に応じて締結します。</p> <div data-bbox="1484 1123 2404 1596" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【リスク分担の基本的留意点】</p> <p><u>1 協定等の締結の時点では、選定事業の事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがあります。選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できません。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクといたします。</u></p> <p><u>2 選定事業の適正かつ確実な実施を確保するうえで、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実必要となると見込まれることがある。このため公共施設等の管理者等と選定事業者は、協定等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することに留意する必要があります。</u></p> <p><u>選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて協定等で取り決めることに留意する必要があります。</u></p> </div> <div data-bbox="1484 1606 2404 1690" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>その他、リスク分担の検討等については、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を参照してください。</u></p> </div> | 法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ | 都道府県 500,000千円 | <p>PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインの留意点について追記</p> |
| 法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ | 都道府県 500,000千円 | | | | | |
| 法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ | 都道府県 500,000千円 | | | | | |

| 改訂前（平成31年4月） | 改訂後（令和5年12月） | 備考 |
|--|---|----|
| <p>【公表の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の名称及び立地 2 選定事業者の商号又は名称 3 公共施設等の整備の内容 4 契約期間 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 6 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。） 7 契約終了時の措置に関する事項 <p>なお、当該PFI事業について契約金額の変更を伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表しなければなりません。</p> <p>また、必要に応じて選定事業者に融資する金融機関と直接協定を締結します。</p> <p>【直接協定（ダイレクタグリーメント）】</p> <p>直接協定とは、選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、地方公共団体によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、地方公共団体と融資金融機関との間で直接結ばれる協定のことです。</p> <p>詳細は、総務省「PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定典型例について～（平成16年7月）」を参照してください。</p> <p>その他、PFIの事業契約に関し、留意すべき事項等については、内閣府「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」を参照してください。</p> <p>6 事業の実施、監視等（モニタリング）【ステップ6】</p> <p>PFI事業は、当該事業の実施方針に基づき、事業契約等に従って実施されなければなりません。このため、事業実施部局は事業契約等の定める範囲内で次のような事業の監視等を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 PFI事業者により提供される公共サービスの水準の監視 2 PFI事業者からの事業契約等の義務履行に係る事業の実施状況報告の定期的な提出 3 PFI事業者からの公認会計士等による監視を経た財務の状況についての報告書（当該PFI事業の実施に影響する可能性のある範囲に限る。）の定期的な提出 4 当該PFI事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある事態が発生したときには、PFI事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること <p>道は、当該PFI事業の実施に係る透明性を確保するため、上記で述べた監視等の結果について、必要に応じて道民等に対し公開することが望ましいです。</p> <p>ただし、公開することによりPFI事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項については、あらかじめ事業契約等で合意の上、これを除いて公表します。</p> <p>7 事業の終了【ステップ7】</p> <p>事業契約等に定める事業の終了期間となったとき、PFI事業は終了となります。このとき、土地等の明渡し等、あらかじめ事業契約等で定められた資産の取扱いにのっとった措置を講じます。</p> | <p>（2）契約の締結</p> <p>選定事業者と当該PFI事業に係る事業契約を締結します。</p> <p>事業契約は、当該PFI事業に係る業務内容のほか、当事者間の責任とリスクの分担その他の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、北海道財務規則第167条第3項に定める事項のほか、記載内容を具体的かつ明確に取り決める必要があります。</p> <p>【契約書の記載内容例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間 2 サービスの開始・遅延に関する判定方法、原因別損害賠償等 3 サービスの内容及び判定方法 4 施設の維持管理の基準 5 対価の計算方法 6 違反した際の措置 7 サービス内容の変更方法 8 将来の状況変化とその対応 9 事業期間満了による事業終了時の措置 10 事業の途中終了（事由、清算方法）及び事業継続困難時の措置 11 紛争解決手段 12 契約の解除条件及び措置 13 行政側の介入権 14 リスク分担 15 上記のほか北海道財務規則第167条第3項に定める事項 <p>事業実施部局は、PFI法第15条に基づき、事業契約を締結したときは、遅滞なく当該PFI事業の契約の内容を公表しなければなりません。</p> <p>【公表の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の名称及び立地 2 選定事業者の商号又は名称 3 公共施設等の整備の内容 4 契約期間 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 6 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。） 7 契約終了時の措置に関する事項 <p>なお、当該PFI事業について契約金額の変更を伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表しなければなりません。</p> <p>また、必要に応じて選定事業者に融資する金融機関と直接協定を締結します。</p> <p>【直接協定（ダイレクタグリーメント）】</p> <p>直接協定とは、選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、地方公共団体によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、地方公共団体と融資金融機関との間で直接結ばれる協定のことです。</p> <p>詳細は、総務省「PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定典型例について～（平成16年7月）」を参照してください。</p> <p>その他、PFIの事業契約に関し、留意すべき事項等については、内閣府「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」を参照してください。</p> | |

道におけるPFI導入のための手引き 新旧対照表

(P22 追加)

| 改訂前 (平成 31 年 4 月) | 改訂後 (令和 5 年 12 月) | 備考 |
|-------------------|--|---|
| | <p>6 事業の実施、監視等 (モニタリング) 【ステップ6】</p> <p>PFI事業は、当該事業の実施方針に基づき、事業契約等に従って実施されなければなりません。このため、事業実施部局は事業契約等の定める範囲内で次のような事業の監視等を行います。</p> <p><u>また、それらに関する文書等、管理者等が当該事業の実施に関して国民への説明責任を果たすために必要な文書や、施設の修繕履歴等、当該事業終了後に適切に次期事業に引き継ぐために必要な文書については、PFI事業者から適切に取得し、行政文書として適切に管理することが必要となります。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 PFI事業者により提供される公共サービスの水準の監視 2 PFI事業者からの事業契約等の義務履行に係る事業の実施状況報告の定期的な提出 3 PFI事業者からの公認会計士等による監視を経た財務の状況についての報告書（当該PFI事業の実施に影響する可能性のある範囲に限る。）の定期的な提出 4 当該PFI事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある事態が発生したときには、PFI事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること </div> <p>道は、当該PFI事業の実施に係る透明性を確保するため、上記で述べた監視等の結果について、必要に応じて道民等に対し公開することが望ましいです。</p> <p>ただし、公開することによりPFI事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項については、あらかじめ事業契約等で合意の上、これを除いて公表します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>その他、モニタリングに関する基本的考え方や実施方法等については、内閣府「モニタリングに関するガイドライン」を参照してください。</u></p> </div> <p>7 事業の終了【ステップ7】</p> <p>事業契約等に定める事業の終了期間となったとき、PFI事業は終了となります。このとき、土地等の明渡し等、あらかじめ事業契約等で定められた資産の取扱いにのっとり措置を講じます。</p> | <p>PFI事業実施プロセスに関するガイドライン改正に伴い追記</p> <p>モニタリングに関するガイドラインについて追記</p> |